

群馬県後期高齢者医療広域連合第10回情報公開及び個人情報保護審査会会議録

日時 平成30年12月26日（水）

午前9時55分から午前10時30分

場所 群馬県公社総合ビル5階 第4会議室

出席者：紺委員、北村委員、齋藤委員

事務局：外所事務局長、高柳次長兼総務課長、市川管理課長、生方給付課長、太田保健事業課長、高橋主幹、狩野主幹、齋藤主幹

審査会次第

- 1 開会
- 2 広域連合事務局長挨拶
- 3 事務局職員紹介
- 4 議事

（1）保健事業課 新設について

事務局：政府は平成28年度から保険者努力支援制度（インセンティブ制度）を導入し、その中で健診・医療・介護の領域をまたがるデータ連携・分析と専門職による保健事業を推進している。当広域連合では、今年度から管理課で行っていた一部業務と保健事業を行う保健事業課を新設した。それに伴い、個人情報事務取扱届出簿を変更する。課名以外の変更点は以下の通り。

①保健事業業務（登録番号13）

名称が抽象的だったため、括弧書きで具体的な内容を記載した。それに伴い、必要箇所のチェックを追加した。

②保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定事務（登録番号22）

既存の届出書は第1期の時に作成され、データホライゾン社に業務委託していた。第2期は昨年度に当広域連合が策定したが、2022年策定予定の第3期は未定のため、委託先を無しに変更した。

なお、個人情報の外部提供先に「民間法人・団体」がチェックされたままだが、第3期で外部委託をすることも考えられるため、そのままにしてある。

③重複・頻回受診者等訪問指導（登録番号23）

個人情報の目的外利用又は外部提供について1ヶ所チェック漏れがあったため追加。そして、新たに個人情報取扱事務（開始）届出書を追加する（資料P5）。KDBとは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」を作成、提供するシステムである。

政府が今年4月に示した「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」（資料P1）では、広域連合は市町村と協働し、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携して、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施することが示されている。資料1（1）図表I-10 取組の重点化イメージ②在宅療養高齢者対策（主に在宅療養の高齢者の方が、病気を重症化させないように予防する）と③虚弱（フレイル）高齢者対策（介護状態ではな

いが回復力等が下がり、身体的、精神的、社会的にも問題を抱えやすく、自立や健康障害を招きやすい、注意が必要な状態）の階層から着手し、④「元気高齢者対策」の階層になってもらうことを目的としている。

そのためにKDBを活用し、高齢者の心身の状況に対応した保健事業や介護予防を効果的に実施するため、一人ひとりの医療・介護情報や健診等の情報を一定期間時系列に沿って紐付けし、心身の状況を把握する必要がある。

しかし、KDBの情報については、後期高齢者医療広域連合と市町村の間では別の主体であるため、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者について、国保被保険者時の医療レセプトや特定健診・保健指導の情報の共有が困難である。また、同一市町村においても、担当部局が医療・保健・介護と複数部署にまたがることから一体的な把握・分析等ができないケースがある。このような課題に対し、国で法改正が検討されているが、当広域では国に先行して、来年度から本人の同意が無くても高齢者保健事業の推進に必要な情報を市町村に提供し、広域連合と市町村の医療・保健・介護部署が情報共有し、一体的な事業推進が図れるよう、新たに個人情報事務取扱届出書を提出したい。

会 長：この件について、意見、質問等をお願いする。

（質疑等なし）

会 長：保健事業課新設については、以上のとおりとしてよいか。

（委員了承）

（２）草津町における医療費分析のためのデータ提供について

事務局：草津町から、草津町民のレセプトデータの外部提供について依頼があった。

草津町は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下、センター）と共同で、健康寿命の延伸、介護保険・医療保険の安定的運営を達成するために、レセプトデータを研究に使用したいと考えている（必要なレセプトデータの内容については別紙参照）。レセプトデータは、KDBシステムで各市町村でも住民を個別に閲覧できるが、データベースを作成できない。草津町個人情報保護条例は学術研究についての外部提供が可能になっている。また、草津町と広域連合との間で取り交わされている「後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の提供に関する覚書」（P 7、8）を根拠に外部提供を依頼してきたが、当広域連合の個人情報保護条例第8条第1項5号では審査会の意見を聴いた上でないと外部提供ができないと考えたため、審査会に諮った。

今後、同じような依頼が他の自治体から来ることも考えられる。周辺自治体の条例に倣い、学術研究のために外部提供ができるよう当広域連合でも条例改正を行いたいと考えているため、意見を伺いたい。

会 長：この件について、意見、質問等をお願いする。

委 員：前橋や高崎の条文には『学術研究』と入っていないが埼玉広域には入っている。学術研究となると『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』では同意を取らなくてはいいけないことになっている。統計データが若干入っているから問題がないのかわからない。草津町自体が健康増進のために使うなら問題ないが、センターが学会で発表するのはどうなのか。

事務局：センターは草津町と共同研究で行っている。統計データを基に、介護や検診の事業にフィードバックしている。

委員：草津町が統計データをセンターに提供しているのか。

事務局：広域連合からデータを草津町に提供し、草津町からセンターへデータが行く形となる。

委員：草津町では住民に了解を得ているのか。

事務局：冊子を作り、公にはなっている。

委員：平成29年6月に法律が改正されているので、それ以降がどうなっているのか。

事務局：確認します。条例改正についても、不備がないようにしたいと思う。

5 報告

(1) 特定個人情報保護評価書（以下、PIA。別冊資料3（6））の記載変更について

事務局：記載変更の前に、特定個人情報保護評価書記載項目の『重要な変更』について説明する。資料3（2）特定個人情報保護評価に関する規則第11条で『特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの』とあり、PIAの中でも特に影響が大きい箇所と規定されている。PIAでは※印で表記され、例えば同資料18ページ上部『①ファイルの種類』の項目名の右側や34ページ上『Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策』がある。大きい項目自体に※印がある場合は、その項目全体が重要な変更にあたる。

今回のPIAの記載変更は『重要な変更』を加えるため、特定個人情報保護評価を再実施し、内容について広く一般に意見を募集することが義務付けられている。本日の審査会后、パブリックコメントを実施し、その後、委員の皆様は第三者点検としてパブリックコメントの結果についてご確認いただきたい。

次に、資料3（5）16ページで具体的な変更箇所の説明をする。『重要な変更』は『1 通信回線の変更について』の一部と『5 GUIによるファイル抽出ツールの利用について』の2箇所になる。

『1. 通信回線の変更について』は平成31年2月の機器更改に伴い、市町村とデータセンター間の通信回線を民間の通信サービスから総合行政ネットワーク（LGWAN）に変更する。理由は、LGWANは高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークであり、現在使用中のビジネスイーサより使用料が安価であることである。PIAには、標準システムにおいて使用する通信回線の記載箇所が複数あり、そこを「専用回線」から「専用回線およびLGWAN」へと変更する。

この記載変更には『重要な変更』が一部ある。PIA35ページの下部と45ページ上部『リスクに対する措置内容』にある最初の文章『広域連合の標準システムは市町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線およびLGWANを用いる』が追加になる（Ⅲの項目全体に※印があるため、『重要な変更』になる）。

『2. 委託先名の変更について』は、平成30年3月に実施したプロポーザルで委託事業者が変わったため、記載を変更する。現行事業者の東日本電信電話株式会社から両毛システムズになる。

『3. データ保管場所の変更について』は、先ほど説明した委託事業者の変更に伴ってサーバーの設置場所も変わる。また、データセンターの設備が指紋認証から技術的に

高い静脈認証になる。この変更は※印のある項目だが、リスクが軽減される内容であるため、『重要な変更』には当たらない（資料３（５）の３．（３）参照）。

『４．二要素認証の導入について』は平成３１年２月の機器更改から二要素認証を導入する。国の指導で、マイナンバーを利用する端末については二要素認証が義務付けられている。ＰＩＡの３６ページ『具体的な管理方法』に『さらに標準システム端末へのログオンにはＩＤ、パスワードに加えて、生体認証やＩＣカード認証などを要する二要素認証を必要とする』を追記する（『３．データ保管場所の変更について』と同様、確実にリスクが軽減されるため、『重大な変更』には当たらない）。

『５．ＧＵＩによるファイル抽出ツールの利用について』は、標準システムからファイルを抽出するツールを、負担区分更新もれ確認、被保険者の資格取得状況の確認などに利用するため、追記するもの。これは『重要な変更』になる。ＰＩＡ３９ページ『リスクに対する措置の内容』の２つ目の文『広域連合の標準システムからファイルを抽出するツールを保有しているが、個人番号の出力を行わず、権限を与えられた者以外は操作ができない。またツールの操作については、利用端末、利用者を制限する運用を行う。』を追記する。このツールの利用に係るセキュリティの確保が必要になる。資料３（５）の５（３）の①、②のとおりで、ツールを利用できる端末、利用者の制限によりセキュリティを確保したいと考えている。

これらの変更について、冒頭で説明したとおり、２７日よりパブリックコメントを約３週間行う。そこで出た内容を取りまとめ、１月の中旬に第三者点検で、皆様に文書を送付するので、検討していただきたい。

会 長：この件について、意見、質問等をお願いする。

（質疑等なし）

会 長：特定個人情報保護評価書の記載変更については、以上のとおりとしてよい。

（委員了承）

（２）個人情報取扱事務登録簿の変更について

事務局：変更箇所は項番１３、２２、２３。新規追加が項番２６、２７になる。１３、２２、２３、２６については保健事業課新設で説明したもの。２７については外来年間合算制度が始まるため、それに対応したもの。

会 長：この件について、質問、意見をお願いする。

（質疑等なし）

会 長：この件について、以上のとおりでよい。

（委員了承）

（３）保有個人情報の外部提供について

事務局：資料１９ページに、前回開催した審査会以降の外部提供について、担当ごとにまとめた。根拠法令については２０ページに記載した。

会 長：この件について、質問、意見をお願いする。

（質疑等なし）

会 長：この件については以上のとおりでよい。

(委員了承)

(4) 平成29年度公文書の公開等の実施状況・個人情報保護条例の運用状況について

事務局：平成29年度の公文書の公開等について『公文書の公開請求の件数及び処理状況』と『不服申立ての件数及び処理状況』ともに0件。個人情報保有個人情報保護条例の運用状況は、『保有個人情報開示請求の件数及び処理状況』については14件。『保有個人情報訂正請求』、『保有個人情報利用停止請求』、『不服申立ての件数及び処理状況』はいずれも0件。個人情報取扱事務の届出については、昨年の審査会で報告したとおり1件で、項番19の公平委員会に関すること（個人情報の対象者の範囲に請求者と傍聴人を追加）で変更した。

会長：この件について、質問、意見をお願いします。

(質疑等なし)

会長：この件については、以上のとおりとしてよいか。

(委員了承)

6 その他

事務局：要点筆記したものをメールで送る。ご確認いただいた文書を広域連合からレターパックで送るので、委員の皆様には署名をして返送していただきたい。ホームページでの会議録掲載は、委員の発言は匿名にし、署名は活字で掲載する。

7 閉会

この会議の内容に相違がないことを証するため、次に署名する。

平成30年12月26日

会 長 紺 正 行

会長職務代理 北 村 純

委 員 齋 藤 勇 一 郎